

熊本県公報

第 1 1 6 6 2 号
平成 20 年 2 月 29 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 1
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 1
○特定計量器定期検査の実施に伴う告示	(産業支援課) 2
○ " " " " " "	(") 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
○生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課) 3
○生活保護法の規定による医療機関の変更	(") 3
○生活保護法の規定による医療機関の廃止	(") 4
○生活保護法の規定による医療機関の休止	(") 4
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 4
○障害者自立支援法に基づく指定事業者の廃止	(障害者支援総室) 5
○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部 を改正する要領	(管理調達課) 5
公 告	
○定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 6
○土地改良事業(維持管理)計画変更の適否決定	(") 6
○都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○清算法人野田町土地改良区清算人の就職	(農村計画・技術管理課) 7
○換地処分	(農村整備課) 7
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課) 7
登 載 依 頼	
○平成 19 年度熊本県薬事審議会の開催	(薬務衛生課) 7
○寝具類一式の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 8

告 示

熊本県告示第 144 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社 熊本営業所 熊本市御領六丁目 3 番 80 号	太陽シルバーサービス株式会社	平成 20 年 4 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社 熊本営業所 熊本市御領六丁目 3 番 80 号	太陽シルバーサービス株式会社	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 145 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社 熊本営業所 熊本市御領六丁目 3 番 80 号	太陽シルバーサービス株式会社	平成 20 年 4 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社 熊本営業所 熊本市御領六丁目 3 番 80 号	太陽シルバーサービス株式会社	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 146 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

検査区域	対象となる特定計量器	調査期間
上益城郡、宇土市、宇城市、下益城郡、水俣市、葦北郡、八代市、八代郡、人吉市及び球磨郡	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 147 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、上益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
山都町	平成 20 年 4 月 14 日	午前 10 時から 正午まで	馬見原公民館	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
山都町	平成 20 年 4 月 14 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	山都町役場 蘇陽総合支所	
山都町	平成 20 年 4 月 15 日	午前 10 時から 午前 11 時半まで	JA 上益城 清和支所朝日事業所	
山都町	平成 20 年 4 月 15 日	午後 1 時から 午後 3 時まで	清和体育館	
山都町	平成 20 年 4 月 16 日	午前 10 時から 午前 11 時半まで	JA 上益城 矢部支所御岳野菜集荷所	
山都町	平成 20 年 4 月 16 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	JA 上益城 矢部支所中島茶工場	
山都町	平成 20 年 4 月 17 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	山都町中央公民館	
甲佐町	平成 20 年 4 月 18 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	甲佐町農業研修センターろくじ館	
御船町	平成 20 年 4 月 21 日	午前 10 時から 正午まで	JA 上益城（旧）上野事業所	
御船町	平成 20 年 4 月 21 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	（旧）水越小学校	

御船町	平成 20 年 4 月 22 日	午前 9 時半から 午後 3 時まで	御船町保健センター
益城町	平成 20 年 4 月 23 日	午前 9 時半から 午後 4 時まで	益城町公民館
嘉島町	平成 20 年 4 月 24 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	嘉島町公民館

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 20 年 6 月 1 日から 平成 20 年 6 月 13 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項 第 1 号から第 5 号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 148 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市七城町加恵字荒目鶴 1165 番 1 地先から 同町加恵字山渡瀬 1009 番 2 地先まで	247.5	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 20 年 2 月 29 日

熊本県告示第 149 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
平山医院	荒尾市増永 2800-6	平成 19 年 12 月 10 日

〔薬局〕

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
西原町すこやか調剤薬局	荒尾市西原町 3-1-16	平成 20 年 1 月 1 日
はなぞの調剤薬局	八代市花園町 5-8	平成 20 年 1 月 4 日
有限会社吉永薬局ハート薬局	玉名市築地字平町 10-7	平成 20 年 1 月 9 日

熊本県告示第 150 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔歯科〕

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
片山歯科医院	住 所		平成 19 年 11 月 10 日
	菊池郡大津町上鶴 1485-1	菊池郡大津町大津 1485-1	

広瀬みのだ歯科	住 所		平成 19 年 12 月 8 日
	天草市本渡町本戸馬場 2883-3	天草市八幡町 4 番 10 号	

〔薬局〕

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
株式会社木山薬局北部店	住 所		平成 19 年 12 月 8 日
	天草市本渡町本戸馬場 3170-1	天草市八幡町 1 番 1 号	
わかば薬局	住 所		平成 19 年 12 月 8 日
	天草市本渡町本戸馬場 3228-1	天草市北原町 1 番 11 号	
ほんど北薬局	住 所		平成 19 年 12 月 8 日
	天草市本渡町本戸馬場 3199	天草市八幡町 7-25	

熊本県告示第 151 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
平山医院	荒尾市増永字君郷 2800-6	平成 19 年 12 月 1 日

〔歯科〕

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
原田医院	上天草市松島町合津 4276-610	平成 19 年 10 月 31 日
宝歯科清和診療所	上益城郡山都町大平 185	平成 14 年 6 月 5 日

熊本県告示第 152 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
原田医院	上天草市松島町合津 4276-610	平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 153 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

検査日	時 間	場 所
平成 20 年 3 月 19 日（水）	午前 10 時から	熊本県農業研究センター （合志市栄 3801）

熊本県告示第 154 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
居宅介護支援事業所熊本介護サポート 熊本市壺川一丁目 2 番 2 号	有限会社熊本介護サポート 熊本市壺川一丁目 9 番 32-302 号 （コアマンション坪井Ⅱ） 大石 眞由美	平成 20 年 2 月 29 日	4310100419	居宅介護及び 重度訪問介護
居宅介護支援事業所介護サポートライブ 熊本市清水新地四丁目 7-46	有限会社熊本介護サポート 熊本市壺川一丁目 9 番 32-302 号 （コアマンション坪井Ⅱ） 大石 眞由美	平成 20 年 2 月 29 日	4310100427	居宅介護及び 重度訪問介護

熊本県告示第 155 号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成 17 年熊本県告示第 1149 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「買い入れる場合」の次に「及び役務の提供を受ける場合」を、「登録されている物品」の次に「及び提供できる役務の欄に登録されている役務」を加える。

別記第 1 号様式中 「

契約を希望する物品又は役務名	
----------------	--

 を

「

契約を希望する物品又は役務名	物品	
	役務	

 に、

「※ 障害者支援施設等及び新商品販売者は、物品のみの申請となります。を
※ シルバー人材センター及び母子福祉団体は、役務のみの申請となります。」

「※ 障害者支援施設等は、物品及び役務の申請となります。
※ 新商品販売は、物品のみの申請となります。に改める。
※ シルバー人材センター及び母子福祉団体は、役務のみの申請となります。」

別記第 2 号様式中 「

製作する物品					

 を

「

製作する物品	提供できる役務
--------	---------

に改める。

別記第 8 号様式中 「1 障害者支援施設等又は新商品販売者からの物品の買い入れ
2 シルバー人材センター・母子福祉団体からの役務の提供」を

- 「1 障害者支援施設等からの物品の買い入れ及び役務の提供
2 新商品販売者からの物品の買い入れ に改める。
3 シルバー人材センター・母子福祉団体からの役務の提供」

附 則
この要領は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

公 告

熊本県公告第 127 号

水俣市に事務所を置く水俣土地改良区理事長瀧上道憲から平成 20 年 1 月 25 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 2 月 20 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。
平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 128 号

熊本市に事務所を置く寺迫土地改良区理事長野口賢治から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成 20 年 2 月 20 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
変更後の寺迫土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成 20 年 3 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 縦覧場所
熊本市役所
植木町役場
寺迫土地改良区事務所

熊本県公告第 129 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市城之浦町字大坪 1 番 12、同 1 番 26、同 1 番 27、同 1 番 29、同 1 番 30、同 1 番 31、同 1 番 32、同 1 番 33、同 1 番 34、同 1 番 35、同 1 番 36、同 1 番 37、同 1 番 38、同 1 番 41、同 1 番 42、同 1 番 43、同 1 番 44、同 1 番 45、同 1 番 46、同 1 番 47、同 1 番 48、同 1 番 49、同 1 番 50、同 1 番 51 及び同 60 番 2
4,467.30 平方メートル

- 2 開発を受けた者の住所及び氏名
宇土市松原町 25 番地 10
有限会社三和住研不動産

熊本県公告第 130 号

熊本市に事務所を置く清算法人野田町土地改良区の清算人が次のとおり就職した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

氏 名	住 所
吉水 洋	熊本市野田町 2 丁目 30 番 50 号
岩崎 芳明	熊本市野田町 3 丁目 9 番 89 号
添島 安	熊本市野田町 3 丁目 9 番 70 号
米満 隆之	熊本市野田町 3 丁目 9 番 19 号
米満 吉重	熊本市野田町 3 丁目 9 番 56 号
上田 隆俊	熊本市野田町 1 丁目 6 番 29 号

熊本県公告第 131 号

県営苓北二期地区（轟工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 132 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営赤仁田地区土地改良事業（区画整理、農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営赤仁田地区土地改良事業（区画整理、農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 20 年 3 月 3 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 縦覧場所
玉名市役所

登 載 依 頼

熊本県薬事審議会公告第 1 号

熊本県薬事審議会の会議を次のとおり開催します。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県薬事審議会长

- 開催日時 平成 20 年 3 月 11 日 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 開催場所 熊本市水前寺公園 28 番 51 号 熊本テルサ 3 階 たい樹の間
- 議題（報告事項のみ）
 - （1）改正薬事法について
 - （2）献血者確保対策の推進について
 - （3）医薬品等の安全確保対策について
 - （4）麻薬・向精神薬の取扱並びに薬物乱用防止対策の推進について
 - （5）その他
- 傍聴者の定員 10 名
- 傍聴手続
 - （1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
 - （2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県薬事審議会事務局（熊本県健康福祉部薬務衛生課薬事班）
電話 096-383-1111（内線 7164）

熊会公告第 90 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 2 月 29 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
寝具類（リネンサプライを含む） 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日
- (4) 納入期限
平成 20 年 4 月 1 日（火） 午後 3 時
- (5) 納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、寝具類 1 組の賃借料 1 月当たりの借入代金とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定による。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタルに登録され、その格付け区分が「A」又は「B」に決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 29 日（金）から平成 20 年 3 月 7 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部会計課用度係（警察棟 4 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 2243・2244

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

- 4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 20 年 2 月 29 日（金）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 20 年 3 月 17 日（月）午前 10 時から
- イ 場所
熊本県警察本部 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 3 月 14 日（金）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった寝具類 1 組の 1 月当たりの単価（消費税を含む。）に当初借入数量並びに借入期間月数（12 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（寝具類 1 組の 1 月当たりの賃借料）に当初借入数量並びに借入期間月数（12 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

（８）その他詳細は、入札説明書による。